

[事案 2022-22] 手術給付金支払等請求

・令和4年8月25日 裁定終了

<事案の概要>

責任開始期前発病を理由に、手術給付金が支払われなかったことを不服として、手術給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

色素性母斑（ほくろ）について皮膚皮下腫瘍摘出術を受けたため、令和2年10月に契約した医療保険にもとづき手術給付金を請求したところ、責任開始期前発病を理由に手術給付金が支払われず、重大事由に該当するとして契約が解除された。しかし、以下等の理由により、解除を取り消して、手術給付金を支払ってほしい。

- (1) 本手術の切除部が生起したのは契約後であり、契約前から発病している根拠にはならない。
- (2) 他社含め4社に同時期に重複して加入した理由は、40歳を節目に保険を見直したためである。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 問診票や医師の回答書によると、本疾病は責任開始期前に発病している。
- (2) 申立人は、2か月間で4件の保険に集中して加入しており、保障額は高額である。また、令和2年11月から令和3年7月までの間に7回、定期的に手術給付金を請求していること等から重大事由に該当する。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行い、契約時の状況等を把握した。なお、申立人が事情聴取を望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、手術給付金の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。

また、重大事由による契約解除の取消請求については、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 「重大事由による解除」は、保険法第57条、第86条の趣旨も考慮すると、短期間での集中加入や保険金額の著しい累積という客観的事由のみによって認められるものではなく、モラル・リスクという観点を加味し、契約者等に重大な信頼関係破壊行為があったことを必要とする。
- (2) 本件においてその点を判断するためには、本契約および他社の保険の加入の経緯・動機、保険料の合計額、加入当時の契約者の生活状況（収入、支出等）および財産状態（資産、負債等）、保険料負担能力・支払状況、給付金支払履歴・支払われた給付金があればその妥当性、被保険者の病状、色素性母斑に対する医学的知見などを総合的に勘案して判断する必要があるが、これらを明らかにするためには、厳密な証拠調手続等を経る必要があり、当審査会はこれらの手続を有していない。